

地方創生推進交付金

資料4-1

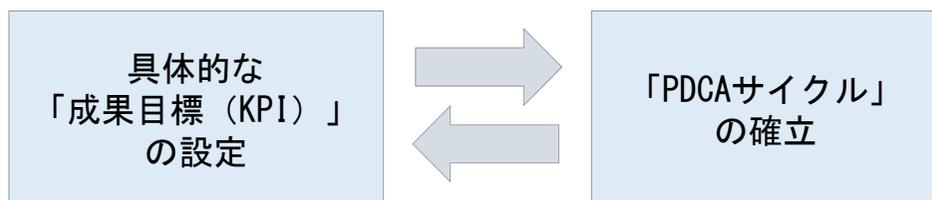
29年度概算決定額 **1,000億円** (28年度予算額 1,000億円)

事業概要・目的

○本格的な事業展開の段階を迎えた地方創生について、更なる深化のため、地方創生推進交付金により支援

- ① 地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ② KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③ 地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

※ 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（5ヶ年度以内）を作成し、内閣総理大臣が認定



対象事業・具体例

①先駆性のある取組

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
- 例) ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング（日本版DMO）、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点等

②先駆的・優良事例の横展開

- ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

③既存事業の隘路を発見し、打開する取組

- ・既存事業の隘路を発見し、打開するための取組

29年度からの運用弾力化

① 交付上限額の引上げ（事業費ベース）

【都道府県】	先駆	6.0億円	(28年度：4.0億円)
	横展開・隘路打開	1.5億円	(28年度：1.0億円)
【市区町村】	先駆	4.0億円	(28年度：2.0億円)
	横展開・隘路打開	1.0億円	(28年度：0.5億円)

※ 地方の平均所得の向上等の観点から特に効果的な取組は、交付上限額を超えて交付することが可能。

② ハード事業割合

- ・計画期間を通じたハード事業の割合は、原則として1/2未満。
- ・ただし、1/2以上になる事業であっても、地方の平均所得の向上等の観点から地方創生への高い効果が認められる場合は申請可能。

資金の流れ



(1/2の地方負担については、地方財政措置を講じる)